

上海市人民政府关于本市促进
跨国公司地区总部发展的若干意见
沪府规〔2019〕30号

上海市人民政府：上海市多国籍企業地域本部の
発展促進に関する若干の意見
滬府規〔2019〕30号

各区人民政府，市政府各委、办、局：

各区人民政府、市政府各委員会・弁公室・局：

为贯彻落实《中华人民共和国外商投资法》《国务院关于促进外资增长若干措施的通知》（国发〔2017〕39号）、《国务院关于积极有效利用外资推动经济高质量发展若干措施的通知》（国发〔2018〕19号）要求，进一步扩大对外开放，提高利用外资的质量和水平，加快跨国公司地区总部等功能性机构集聚上海、拓展功能和提升能级，积极参与上海“五个中心”建设，现就本市促进跨国公司地区总部发展提出以下若干意见：

《中華人民共和国外商投資法》《國務院：外資の成長促進に係る若干の措置に関する通知》（国発〔2017〕39号）・《國務院：外資の積極的有効利用による経済の高品質な発展の推進に係る若干の措置に関する通知》（国発〔2018〕19号）の要求を徹底・実行し、さらに対外開放を拡大し、外資利用の質およびレベルを向上させ、多国籍企業地域本部などの機能的機構の上海への集約・機能拡張およびエネルギー上昇を加速させ、上海の「5つのセンター」建設に積極的に参与するため、ここに上海市の多国籍企業地域本部発展について以下の意見を提出する：

一、进一步加大鼓励跨国公司地区总部集聚力度

一、多国籍企業地域本部の集約奨励度のさらなる強化

（一）调整跨国公司地区总部和总部型机构认定标准，将跨国公司地区总部母公司总资产要求放宽至2亿美元，将跨国公司总部型机构母公司总资产要求放宽至1亿美元。（市商务委负责）

（一）多国籍企業地域本部および本部型機構の認定基準を調整し、多国籍企業地域本部の親会社の総資産に対する要求を2億米ドルに緩和し、多国籍企業本部型機構の親会社の総資産に対する要求を1億米ドルに緩和する。（上海市商務委員会の担当）

（二）调整跨国公司地区总部和总部型机构认定标准，取消跨国公司地区总部母公司实缴资本和地区总部被授权管理机构数量的限制。取消跨国公司总部型机构母公司在华投资企业数量限制。（市商务委负责）

（二）多国籍企業地域本部および本部型機構の認定基準を調整し、多国籍企業地域本部の親会社の払込登録資本および地域本部が授權を受けて管理する機構数の制限を取り消す。多国籍企業本部型機構の親会社の中国における投資企業数の制限を取り消す。（上海市商務委員会の担当）

（三）取消跨国公司地区总部和总部型机构须为外商独资企业的限制。（市商务委负责）

（三）多国籍企業地域本部および本部型機構は外商獨資企業でなければならないとの制限を取り消す。（上海市商務委員会の担当）

二、进一步提高跨国公司投资便利度

二、多国籍企業の投資利便性のさらなる向上

（四）放宽外商设立投资性公司条件，将设立申请前一年外国投资者资产总额降为不低于2亿美元，取消境内实缴资本或投资企业数量要求。（市商务委、市市场监管局负责）

（四）外国企業の投資性公司設立条件を緩和し、設立申請前年の外国投資者の資産総額を2億米ドル以上に引き下げ、国内払込登録資本あるいは投資企業数の要求を取り消す。（上海市商務委員会・上海市市場監督管理局の担当）

（五）支持跨国公司地区总部、总部型机构参与集团重组，为涉及跨国公司地区总部、总部型机构的企业重组提供便利措施。（市税务局、市财政局负责）

（五）多国籍企業地域本部・本部型機構がグループ再編に参与し、多国籍企業地域本部・本部型機構に関わる企業再編に利便的措置を提供することを支持する。（上海市稅務局・上海市財政局の担当）

<p>三、进一步提高跨国公司资金使用自由度和便利度</p> <p>(六) 便利跨国公司地区总部、总部型机构境内外资金运营管理。允许其在跨国公司跨境资金集中运营管理业务(以下简称“跨境资金池业务”)下集中运营管理公司成员企业境内外资金,按照集团商业模式开展资金归集、调拨、结算、套保、投资、融资等业务。资本项目外汇收入实行结汇支付便利化,由合作银行按照展业原则进行真实合规性审核后,开展业务办理。(国家外汇管理局上海市分局负责)</p> <p>(七) 支持跨国公司地区总部、总部型机构在跨境资金池业务下,开展本外币全币种跨境收付。跨国公司地区总部、总部型机构可以通过多币种(含人民币)国内资金主账户,办理跨境资金集中运营各项业务。鼓励跨国公司地区总部、总部型机构使用人民币跨境结算,凡依法可以使用外汇结算的跨境交易,都可以使用人民币结算。(国家外汇管理局上海市分局负责)</p> <p>(八) 支持跨国公司地区总部、总部型机构发挥集团规模效应,灵活配置跨境融资资源。跨国公司地区总部和总部型机构可以根据需求,直接向国家外汇管理局上海市分局备案开展跨境资金池业务,备案后,按照宏观审慎原则集中管理成员企业外债和(或)境外放款,并遵循商业惯例,自行借用、偿还外债或开展境外放款业务,所有成员无需分币种、分债权人(或债务人)逐笔办理外债(或境外放款)登记。(国家外汇管理局上海市分局负责)</p> <p>(九) 取消跨境资金池业务合作银行、国内资金主账户数量限制。跨国公司地区总部、总部型机构作为主办企业不限制合作银行家数,不要求备案前在合作银行间分配外债、境外放款集中度,不限制国内资金主账户开户数量。(国家外汇管理局上海市分局负责)</p> <p>(十) 便利跨国公司地区总部、总部型机构在跨</p>	<p>三、多国籍企業の資金使用の自由度および利便性のさらなる向上</p> <p>(六) 多国籍企業地域本部・本部型機構の国内外資金の運用管理を利便化する。多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理業務(以下、クロスボーダープーリング業務)における集中運用管理会社メンバー企業の国内外資金は、グループのビジネスモデルに基づき資金集中・振分・決済・リスクヘッジ・投資・融資などの業務を行うことを許可する。資本項目外貨収入は、人民元転支払利便化を実行し、協力銀行が業務実施原則に基づき真実・コンプライアンス性審査の実施後、業務を取り扱う。(国家外貨管理局上海市分局の担当)</p> <p>(七) 多国籍企業地域本部・本部型機構がクロスボーダープーリング業務において、人民元・外貨の全通貨種類のクロスボーダー受払を行うことを支持する。多国籍企業地域本部・本部型機構は、マルチカレンシー(人民元を含む)の国内資金主口座を通じて、クロスボーダー資金集中運用各業務を行うことができる。多国籍企業地域本部・本部型機構が人民元クロスボーダー決済を行うことを奨励し、法に基づく外貨を使用した決済が可能なクロスボーダー取引は、すべて人民元を使用して決済することができる。(国家外貨管理局上海市分局の担当)</p> <p>(八) 多国籍企業地域本部・本部型機構がグループの規模・効果を発揮し、クロスボーダー融資資源を柔軟に配置することを支持する。多国籍企業地域本部および本部型機構は、必要に応じて、国家外貨管理局上海市分局に直接備案のうえクロスボーダープーリング業務を行うことができ、備案後、マクロプルーデンス原則に基づく集中管理メンバー企業の外債および(あるいは)対外貸付は、商業慣例を遵守して、自ら外債を借入・返済あるいは対外貸付業務を行うことができ、すべてのメンバー企業は、通貨の種類別・債権者(あるいは債務者)別に一件毎に外債(あるいは対外貸付)登記を行う必要はない。(国家外貨管理局上海市分局の担当)</p> <p>(九) クロスボーダープーリング業務の協力銀行・国内資金主口座数の制限を取り消す。多国籍企業地域本部・本部型機構が主幹企業である場合、協力銀行数に制限はなく、備案前に協力銀行間において外債・対外貸付の集中度額を割り当てる必要はなく、国内資金主口座の口座開設数も制限しない。(国家外貨管理局上海市分局の担当)</p> <p>(十) 多国籍企業地域本部・本部型機構のクロ</p>
---	--

<p>境资金池业务下，进行经常项目跨境收付。允许跨国公司地区总部根据生产、经营、管理需要，作为主办企业集中代理境内成员企业办理经常项目收支。允许跨国公司地区总部、总部型机构集中核算境内外成员企业经常项目项下应收应付资金，开展轧差净额结算业务。（国家外汇管理局上海市分局负责）</p> <p>（十一）便利跨国公司地区总部、总部型机构外籍员工合法人民币收入的购付汇及经常项目境外汇入外汇资金的结汇使用。便利跨国公司地区总部、总部型机构的外籍员工按照规定，参与境内证券市场投资。支持跨国公司地区总部、总部型机构的外籍员工参与A股境内上市公司股权激励资金管理。（国家外汇管理局上海市分局负责）</p> <p>（十二）支持跨国公司地区总部、总部型机构开展具有真实贸易背景的离岸转手买卖业务。依法合规开展业务的企业可以在银行直接办理相关外汇收支手续，由银行按照国际通行规则，为其提供便利化跨境金融服务。（国家外汇管理局上海市分局负责）</p> <p>（十三）支持符合条件的跨国公司地区总部、总部型机构在沪成立的财务公司或资金营运中心进入银行间外汇市场参与外汇交易和外币拆借交易等。（人民银行上海总部负责）</p> <p>（十四）支持符合条件的跨国公司地区总部、总部型机构发行债券、股票融资，签发、使用商业汇票，开展证券投资，降低融资成本，壮大资本实力，提高资金周转效率和资金收益，增强经营稳健性。（人民银行上海总部负责）</p> <p>（十五）支持符合条件的跨国公司地区总部、总部型机构进入上海黄金市场，开展黄金业务，支持其发展。（人民银行上海总部负责）</p> <p>（十六）进一步加强自由贸易账户投资功能。指导金融机构适当丰富自由贸易账户内理财产品种类。（人民银行上海总部负责）</p>	<p>スボーダープーリング業務における經常項目クロスボーダー受払の実施を利便化する。多国籍企業地域本部が生産・経営・管理の必要性に応じて、主幹企業として国内メンバー企業の經常項目受払実施を集中代理することを許可する。多国籍企業地域本部・本部型機構が国内外メンバー企業の經常項目の売掛金・買掛金を集中計算する場合にネットィング業務を行うことを許可する。（国家外貨管理局上海市分局の担当）</p> <p>（十一）多国籍企業地域本部・本部型機構の外国籍従業員の合法的人民币收入の外貨転・支払および經常項目の国外払込外貨資金の人民币転・使用を利便化する。多国籍企業地域本部・本部型機構の外国籍従業員の規定に基づく国内証券市場への投資参与を利便化する。多国籍企業地域本部・本部型機構の外国籍従業員がA株国内上場企業のストックオプション資金管理に参加することを支持する。（国家外貨管理局上海市分局の担当）</p> <p>（十二）多国籍企業地域本部・本部型機構が真実の貿易背景を有するオフショア転売に係る売買業務を行うことを支持する。法に基づきコンプライアンスに準拠して業務を行っている企業は、銀行において関連外貨受払手続を直接行うことができ、銀行は、国際的に通用しているルールに基づき、利便的なクロスボーダー金融サービスを提供する。（国家外貨管理局上海市分局の担当）</p> <p>（十三）条件に合致する多国籍企業地域本部・本部型機構が上海において設立した財務公司あるいは資金運用センターが銀行間外貨市場に参入し、外貨取引および外貨短期借入などに参与することを支持する。（人民銀行上海本部の担当）</p> <p>（十四）条件に合致する多国籍企業地域本部・本部型機構が債券・株券発行により資金を調達、商業手形を発行・使用、証券投資を実施し、資金調達コストを引き下げ、資本力を強化し、資金回転率および資金収益を引き上げ、経営安定性を強化することを支持する。（人民銀行上海本部の担当）</p> <p>（十五）条件に合致する多国籍企業地域本部・本部型機構が上海金市場に参入し、金業務を行い、その発展を支援することを支持する。（人民銀行上海本部の担当）</p> <p>（十六）自由貿易口座の投資機能をさらに強化する。金融機関が自由貿易口座内の理财产品の種類を適当に豊富にするよう指導する。（人民銀行</p>
---	--

<p>(十七) 銀行機構通過分賬核算單元發放跨境貸款，借鑒國際規則，優化管理方式，更好支持企業投融資需求。（人民銀行上海總部、上海銀保監局負責）</p> <p>(十八) 將資信良好的跨國公司地區總部、總部型機構列入推薦名單，享受離岸貿易便利化政策。對名單內企業基於自由貿易賬戶開展貨物轉手買賣貿易，銀行可以按照國際通行規則，為其提供跨境金融服務。（人民銀行上海總部、市商務委負責）</p> <p>四、進一步提高跨國公司貿易和物流便利度</p> <p>(十九) 對跨國公司地區總部、總部型機構中的連鎖企業，試點實施全市“一照多址”，提升貿易功能突出的地區總部、總部型機構開設連鎖店的便利化程度。（市市場監管局負責）</p> <p>(二十) 率先將信用良好的跨國公司地區總部、總部型機構列入出口原產地證書自助打印企業範圍，不斷提升原產地簽證便利化水平。（上海海關負責）</p> <p>(二十一) 支持跨國公司地區總部、總部型機構和外商研發中心開展關稅保證保險試點。（上海海關負責）</p> <p>(二十二) 支持符合條件的跨國公司地區總部、總部型機構自主進行跨區域外發加工或深加工結轉。（上海海關負責）</p> <p>(二十三) 探索實行集團總擔保，完善企業“一本賬冊”、信用措施共享等海關監管制度，吸引更多跨國公司地區總部、總部型機構落戶。（上海海關負責）</p> <p>(二十四) 推進海關面向跨國公司地區總部、總部型機構和外商研發中心實施注冊登記、通關、減免稅、保稅等業務“一站式”辦理。（上海海關負責）</p>	<p>上海本部の担当)</p> <p>(十七) 銀行機構の独立勘定ユニットを通じたクロスボーダー貸付の実施について、国際ルールを参考として、管理方式を最適化し、企業の投資ニーズをさらに適切に支持する。（人民銀行上海本部・上海銀行保険監督管理局の担当）</p> <p>(十八) 資金信用が良好な多国籍企業地域本部・本部型機構を推薦リストに組み入れ、オフショア貿易利便化政策を享受させる。リスト内の企業は、自由貿易口座に基づき貨物転売に係る売買貿易を行い、銀行は、国際的に通用しているルールに基づき、クロスボーダー金融サービスを提供することができる。（人民銀行上海本部・上海市商務委員会の担当）</p> <p>四、多国籍企業の貿易および物流利便性のさらなる向上</p> <p>(十九) 多国籍企業地域本部・本部型機構内の関連企業に対して全市「一照多址（一つの営業許可証への複数の経営住所の登記）」の実施を試行し、貿易機能が際立っている地域本部・本部型機構のチェーン店開設の利便性を向上させる。（上海市市場監督管理局の担当）</p> <p>(二十) 信用が良好な多国籍企業地域本部・本部型機構を率先して輸出原産地証明セルフプリント企業の範囲に組み入れ、原産地証明交付の利便化レベルを絶え間なく向上させる。（上海税関の担当）</p> <p>(二十一) 多国籍企業地域本部・本部型機構および外商研究開発センターが関税保証保険試行を行うことを支持する。（上海税関の担当）</p> <p>(二十二) 条件に合致する多国籍企業地域本部・本部型機構が自主的に区域を跨いで外注加工あるいは深加工結転を行うことを支持する。（上海税関の担当）</p> <p>(二十三) グループ総担保の実行を模索し、企業の「一本帳冊（一つの帳簿）」・信用措置の享受などの税関監督管理制度を完備し、さらに多くの多国籍企業地域本部・本部型機構が上海に拠点を構えるよう誘致する。（上海税関の担当）</p> <p>(二十四) 税関が多国籍企業地域本部・本部型機構および外商研究開発センターに対して登録登記・通関・減免税・保稅などの業務の「ワンストップ式」手続を実施するよう推進する。（上海税関の担当）</p>
--	---

五、进一步推动跨国公司研发便利化

(二十五)对跨国公司地区总部、总部型机构和外资研发中心试验用进出口材料实施风险评估,分类管理,促进研发试验用材料进出口便利化。(上海海关、市药品监管局负责)

(二十六)将外资研发中心申请开办资助和房租补贴的人数要求调整至50人。(市商务委、市财政局负责)

(二十七)加大知识产权行政保护力度,强化知识产权保护服务体系,加强重点领域知识产权保护长效机制建设,加大涉外商标保护力度,将易被侵权的涉外高知名度商标纳入本市重点商标保护名录,完善知识产权多元纠纷解决机制,为跨国公司地区总部和总部型机构提供更良好的知识产权保护服务。(市知识产权局负责)

六、进一步加强对跨国公司总部功能的配套保障

(二十八)跨国公司地区总部、总部型机构高级管理人员聘雇的家政服务人员可以申请办理私人事务类居留证件(加注“家政服务”)。(市公安局出入境管理局负责)

(二十九)进一步增强医疗机构和医务人员涉外服务能力,支持引进国际知名医疗集团到本市举办医疗机构,提供多层次、多样化的医疗服务;鼓励医疗机构与国际保险机构合作,为外籍人士医疗保险结算提供便利。(市卫生健康委负责)

(三十)根据跨国公司地区总部、总部型机构区域需求,鼓励优质外籍人员子女学校进行布点和扩大规模。(市教委负责)

本意见自2019年9月1日起施行,有效期至2024年8月31日。

上海市人民政府
2019年7月25日

五、多国籍企業の研究開発利便化のさらなる推進

(二十五)多国籍企業地域本部・本部型機構および外資研究開発センターの試験用輸出入材料に対してリスク評価、分類管理を実施し、研究開発試験用材料の輸出入利便化を促進する。(上海税関・上海市薬品监督管理局の担当)

(二十六)外資研究開発センターの開設補助金およびオフィス賃借補助金申請に対する人数の要求を50人に調整する。(上海市商務委員会・上海市財政局の担当)

(二十七)知的財産権の行政保護度を強化し、知的財産権保護サービス体系を強化し、重点分野の知的財産権保護持続性メカニズムの構築を強化し、国外商標の保護度を強化し、権利侵害が容易である国外における知名度の高い商標を上海市重点商標保護名簿に組み入れ、知的財産権多元的紛争解決メカニズムを完備し、地域本部および本部型機構にさらに良好な知的財産権保護サービスを提供する。(上海市知的財産権局の担当)

六、多国籍企業本部機能の付帯的保障のさらなる強化

(二十八)多国籍企業地域本部・本部型機構の高級管理人員が雇用する家事サービススタッフは、私人事務類の居留許可証(「家政サービス」との注記あり)の手続きを申請することができる。(上海市公安局出入国管理局の担当)

(二十九)医療機関および医療従事者の涉外サービス能力をさらに強化し、国際的に著名な医療グループが上海市において医療機関を開設し、多層的・多様な医療サービスを提供するよう誘致することを支持する;医療機関が国際保健機構と提携することを奨励し、外国人の医療保険決済に利便性を提供することを奨励する。(上海市衛生健康委員会の担当)

(三十)多国籍企業地域本部・本部型機構の地域の必要性に応じて、良質な外国人子女向けの学校が配置および規模拡大を行うことを奨励する。(上海市教育委員会の担当)

本意見は、2019年9月1日より施行し、有効期間は2024年8月31日までとする。

上海市人民政府
2019年7月25日

上海市人民政府关于印发修订后的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》的通知

沪府规〔2019〕31号

各区人民政府，市政府各委、办、局：

现将修订后的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》印发给你们，请认真按照执行。

2017年1月27日市政府印发的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》（沪府发〔2017〕9号）同时废止。

上海市人民政府
2019年7月25日

上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定

第一条（目的和依据）

为贯彻落实《中华人民共和国外商投资法》《中共中央国务院关于构建开放型经济新体制的若干意见》（中发〔2015〕13号）、《国务院关于扩大对外开放积极利用外资若干措施的通知》（国发〔2017〕5号）、《国务院关于促进外资增长若干措施的通知》（国发〔2017〕39号）、《国务院关于积极有效利用外资推动经济高质量发展若干措施的通知》（国发〔2018〕19号），以及市政府印发的《关于本市促进跨国公司地区总部发展的若干意见》（沪府规〔2019〕30号），鼓励跨国公司在本市设立地区总部和总部型机构，支持在沪地区总部和总部型机构集聚业务、拓展功能、提升能级，积极参与上海“五个中心”建设，根据有关法律、法规，制定本规定。

第二条（定义）

跨国公司地区总部（以下简称“地区总部”），是指在境外注册的母公司在本市设立，以投资或授权形式对在一个国家以上区域内的企业履行管理和服务职能的唯一总机构。跨国公司须以投资性公司、管理性公司等具有独立法人资格的企业组织形式在本市设立地区总部。

跨国公司总部型机构（以下简称“总部型机

上海市人民政府：改訂後の《上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定》

印刷・公布に関する通知

滬府規〔2019〕31号

各区人民政府、市政府各委員会・弁公室・局：

ここに改訂後の《上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定》を印刷・公布する。真摯にこれに則り執行されたい。

2017年1月27日付で市政府が印刷・公布した《上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定》（滬府発〔2017〕9号）は、同時に廃止する。

上海市人民政府
2019年7月25日

上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定

第一条（目的および根拠）

《中華人民共和国外商投資法》《中国共産党中央委員会・國務院：開放型經濟新体制の構築に関する若干の意見》（中発〔2015〕13号）・《國務院：對外開放拡大による外資の積極利用に係る若干の措置に関する通知》（国発〔2017〕5号）・《國務院：外資の成長促進に係る若干の措置に関する通知》（国発〔2017〕39号）・《國務院：外資の積極的有効利用による經濟の高品質な發展推進に係る若干の措置に関する通知》（国発〔2018〕19号）、および市政府が印刷・公布した《上海市多国籍企業地域本部の發展促進に関する若干の意見》（滬府規〔2019〕30号）を徹底・実行し、多国籍企業による本市における地域本部および本部型機構の設立を奨励し、上海の地域本部および本部型機構の業務集約・機能拡張・レベル向上を支援し、上海の「5つのセンター」建設に積極的に参与するため、関連法律・法規に基づき、本規定を制定する。

第二条（定義）

多国籍企業地域本部（以下、地域本部）とは、国外で登記された親会社が本市で設立し、投資あるいは授權の形式で一ヶ国以上の区域内の企業に対して管理およびサービス機能を履行する唯一の総機構を指す。多国籍企業は、投資性公司・管理性公司等の独立法人資格を有する企業組織の形態により、本市に地域本部を設立しなければならない。

多国籍企業本部型機構（以下、本部型機構）と

<p>构”），是指虽未达到跨国公司地区总部标准，但实际承担境外注册的母公司在一个国家以上区域内的管理决策、资金管理、采购、销售、物流、结算、研发、培训等支持服务中多项职能的外商投资企业（含分支机构）。</p> <p>第三条（适用范围） 在本市范围内设立的地区总部和总部型机构，适用本规定。</p> <p>第四条（管理部门） 市商务委负责地区总部和总部型机构的认定，协调有关部门开展对跨国公司地区总部和总部型机构的管理服务。</p> <p>市场监管、财政、税务、外事、科技、人力资源社会保障、公安出入境管理、外汇管理、人民银行、海关等部门在各自职责范围内，做好对地区总部和总部型机构的管理服务工作。</p> <p>第五条（地区总部认定条件） 申请认定地区总部，应当符合下列条件：</p> <p>（一）为具有独立法人资格的外商投资企业；</p> <p>（二）母公司的资产总额不低于2亿美元；</p> <p>（三）经母公司授权，承担在一个国家以上区域内的管理决策、资金管理、采购、销售、物流、结算、研发、培训等总部功能；</p> <p>（四）注册资本不低于200万美元；</p> <p>（五）基本符合前述条件，并为所在地区经济发展做出突出贡献的，可酌情考虑认定。</p> <p>第六条（总部型机构认定条件） 申请认定总部型机构，应当符合下列条件：</p> <p>（一）为具有独立法人资格的外商投资企业或其分支机构；</p> <p>（二）母公司的资产总额不低于1亿美元；</p> <p>（三）经母公司授权，承担在一个国家以上区域内的管理决策、资金管理、采购、销售、物流、结算、研发、培训等总部功能；</p> <p>（四）注册资本不低于100万美元，如以分支机构形式设立的，总公司拨付的运营资金应不低于</p>	<p>は、多国籍企業地域本部の基準に達していないが、国外で登記された親会社の一ヶ国以上の区域内の管理方針決定・资金管理・仕入・販売・物流・決済・研究開発・研修などのサポートサービスの複数の機能を実際に担う外商投資企業（分支機構を含む）を指す。</p> <p>第三条（適用範囲） 当市の範囲内で設立する地域本部および本部型機構に本規定を適用する。</p> <p>第四条（管理部門） 市商務委員会は、地域本部および本部型機構の認定に責任を負い、関連部門と協力して多国籍企業地域本部および本部型機構の管理サービスを行う。</p> <p>市場監督管理・財政・税務・外事・科学技術・人力資源社会保障・公安出入国管理・外貨管理・人民銀行・税関などの部門は、各自の職責の範囲内で、地域本部および本部型機構に対する管理サービス業務を適切に行う。</p> <p>第五条（地域本部の認定条件） 地域本部の認定を申請する場合、以下の条件に適合していなければならない：</p> <p>（一）独立法人資格を有する外商投資企業であること；</p> <p>（二）親会社の資産総額が2億米ドルを下回らないこと；</p> <p>（三）親会社の授權を受けて、一ヶ国以上の区域内の管理方針決定・资金管理・仕入・販売・物流・決済・研究開発・研修などの本部機能を担うこと；</p> <p>（四）登録資本が200万米ドルを下回らないこと；</p> <p>（五）基本的に前述の条件に適合しており、所在地域の経済発展に突出した貢献をしている場合、事情を考慮して認定することができる。</p> <p>第六条（本部型機構の認定条件） 本部型機構の認定を申請する場合、以下の条件に適合していなければならない：</p> <p>（一）独立法人資格を有する外商投資企業あるいはその分支機構であること；</p> <p>（二）親会社の資産総額が1億米ドルを下回らないこと；</p> <p>（三）親会社の授權を受けて、一ヶ国以上の区域内の管理方針決定・资金管理・仕入・販売・物流・決済・研究開発・研修などの本部機能を担うこと；</p> <p>（四）登録資本が100万米ドルを下回らないこと。分支機構の形態により設立する場合、本社が</p>
--	--

<p>100万美元。</p> <p>第七条（申请材料） 申请认定地区总部和总部型机构，应当向市商务委提交下列材料：</p> <p>（一）公司法定代表人签署的申请书。 （二）母公司授权签字人签署的跨国公司地区总部或总部型机构基本职能的授权文件。</p> <p>（三）公司的营业执照（复印件）。总部型机构为分支机构的，还需提供上海分公司营业执照（复印件）及总公司拨付运营资金的证明文件。</p> <p>（四）母公司近一年度审计报告。 （五）被授权管理的境内外企业的营业执照或注册登记证明（均为复印件）。 （六）法律、法规和规章要求提供的其他材料。</p> <p>前款规定未列明提供复印件的，应当提供文件的正本。</p> <p>第八条（审核） 市商务委应当在收到申请书等材料之日起8个工作日内完成审核，并作出认定或不予认定的决定。予以认定的，颁发认定证书。</p> <p>第九条（资助和奖励） 地区总部按照有关规定，可以获得开办和租房的资助。 地区总部具有经营管理、资金管理、研发、采购、销售、物流及支持服务等综合性的营运职能，且对经济发展有突出贡献、取得良好效益的，按照有关规定，可以获得奖励。</p> <p>跨国公司设立亚洲区、亚太区或更大区域总部，符合相关条件的，可以按照有关规定获得资助。</p> <p>资助和奖励的具体实施办法，由有关部门另行制定。</p> <p>第十条（资金运作与管理） 地区总部、总部型机构可以建立统一的内部资金管理体制，对自有资金实行统一管理。涉及外汇资金运作的，应当按照有关外汇管理规定执行。符合条件的地区总部、总部型机构可以按照有关规定，开展包括经常项目集中收付汇和轧差净额结算、境内外资金集中运营管理、集中结售汇、外债和对外放款额度集中调配等在内的多项跨国公司</p>	<p>支払う運営資金は100万米ドルを下回ってはならない。</p> <p>第七条（申請資料） 地域本部および本部型機構の認定を申請する場合、市商務委員会に以下の資料を提出しなければならない：</p> <p>（一）会社の法定代表者が署名した申請書。 （二）親会社の授権署名者が署名した多国籍企業地域本部あるいは本部型機構の基本的機能に関する授権書類。 （三）会社の営業許可証（写し）。本部型機構が分支機構である場合、さらに上海支社の営業許可証（写し）および本社が支払った運営資金の証明書類を提出しなければならない。 （四）親会社の直近一年度の監査報告。 （五）授権を受けて管理する国内外企業の営業許可証あるいは登録登記証明（いずれも写し）。 （六）法律・法規および規則により提出が要求されるその他資料。</p> <p>前項の規定に写しの提出と明記されていない場合、資料の原本を提出しなければならない。</p> <p>第八条（審査） 市商務委員会は、申請書などの資料を受領した日から8営業日以内に審査を完了させ、認定あるいは不認定の決定を下さなければならない。認定する場合、認定証書を交付する。</p> <p>第九条（資金援助および報奨） 地域本部は関連規定に基づき、開設およびオフィス賃借に係る資金援助を得ることができる。 地域本部が経営管理・资金管理・研究開発・仕入・販売・物流およびサポートサービスなどの総合的運営機能を有し、かつ経済発展に突出した貢献をして、良好な効果と利益を得た場合、関連規定に基づき、報奨を得ることができる。 多国籍企業がアジア地区・アジア太平洋地区あるいはさらに大きな区域の本部を設立して、関連条件に適合する場合、関連規定に基づき資金援助を得ることができる。 資金援助および報奨の具体的な実施方法は、関連部門が別途制定するものとする。</p> <p>第十条（資金運用および管理） 地域本部・本部型機構は、統一的な内部資金管理体制を構築し、自己保有資金に対して統一管理を実行することができる。外貨資金の運用に係る場合、関連外貨管理規定に基づき執行しなければならない。条件に適合する地域本部・本部型機構は関連規定に基づき、經常項目集中受払およびネット・国内外資金集中運用管理による集中</p>
--	---

<p>跨境资金集中运营管理业务。</p> <p>投资性公司可以按照《企业集团财务公司管理办法》，设立财务公司，为其在中国境内的投资企业提供集中财务管理服务。</p> <p>优化非贸易项下付汇流程手续，加强对地区总部、总部型机构的纳税辅导与服务，为地区总部、总部型机构非贸易项下付汇合同备案、纳税判定提供绿色通道。</p> <p>地区总部、总部型机构可以按照规定，开立自由贸易账户，并按照可兑换原则，办理本外币跨境收支和境内人民币收支。</p> <p>第十一条（简化出入境手续）</p> <p>地区总部、总部型机构符合条件的中国籍人员可以申办亚太经合组织商务旅行卡。对因商务需要赴香港、澳门、台湾地区或者国外的，由有关部门提供出境便利。</p> <p>地区总部、总部型机构需要多次临时入境的外籍人员可以申请办理入境有效期不超过1年，停留期不超过180日的多次签证；需要临时来本市的外籍人员应当在中国驻外使领馆申请入境签证，时间紧迫的，可以按照国家有关规定，向公安出入境管理部门申请口岸签证入境。</p> <p>需要在本市长期居留的地区总部、总部型机构外籍人员可以申请办理3至5年有效的外国人居留许可。</p> <p>地区总部、总部型机构的法定代表人等高级管理人员可以按照《外国人在中国永久居留审批管理办法》，被优先推荐申办《外国人永久居留证》。</p> <p>上海海关（出入境检验检疫部门）为地区总部、总部型机构法定代表人及其与总部职能相关的高级管理人员办理健康证明提供绿色通道。</p> <p>第十二条（人才引进）</p> <p>人力资源社会保障部门和科技部门为地区总部、总部型机构引进的外籍人才在本市工作和申请相关证件提供便利。</p>	<p>両替・外債および対外貸付の限度額集中配分などを含む多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理業務を行うことができる。</p> <p>投資性会社は、《企業グループ財務公司管理弁法》に基づき、財務公司を設立し、その中国国内の投資企業に集中財務管理サービスを提供することができる。</p> <p>非貿易項目対外支払フローの手續を合理化し、地域本部・本部型機構に対する納税指導およびサービスを強化し、地域本部・本部型機構の非貿易項目対外支払契約の備案・納税判定に優先ルートを提供する。</p> <p>地域本部・本部型機構は規定に基づき、自由貿易口座を開設し、両替可能原則に基づき、人民元・外貨クロスボーダー受払および国内人民元受払を行うことができる。</p> <p>第十一条（出入国手續の簡素化）</p> <p>地域本部・本部型機構の条件に適合する中国籍人員は、アジア太平洋經濟協力（APEC）出張カードを申請することができる。ビジネス上のニーズにより香港・マカオ・台湾地区あるいは国外に赴く場合について、関連部門は出国の便宜を図るものとする。</p> <p>地域本部・本部型機構が複数回臨時入国する外国籍人員を必要とする場合、入国有効期限が1年を超えず、滞在期間が180日を超えない数次ビザの手續を申請することができる；臨時で本市を訪れる必要がある外国籍人員は、在外中国大使館・領事館に入国ビザを申請しなければならないが、時間が切迫している場合、国家の関連規定に基づき、公安出入国管理部門にポートビザ（訳注：國務院が規定する特殊な理由がある場合、指定を受けた中国国内の空港等で手續可能な査証を指す）による入国を申請することができる。</p> <p>本市に長期居留する必要がある地域本部・本部型機構の外国籍人員は、3～5年間有効な外国人居留許可の手續を申請することができる。</p> <p>地域本部・本部型機構の法定代表人などの高級管理人員は、《外国人の中国永久居留審査批准に係る管理弁法》に基づき、《外国人永久居留証》の発行申請で優先的に推薦を受けられる。</p> <p>上海税関（出入国検査検疫部門）は、地域本部・本部型機構の法定代表人および本部の機能に関わる高級管理人員の健康証明手續に優先ルートを提供する。</p> <p>第十二条（人材誘致）</p> <p>人力资源社会保障部門および科学技術部門は、地域本部・本部型機構が誘致した外国籍人材の本市における業務および関連證書の申請に便宜を図るものとする。</p>
---	---

<p>地区总部、总部型机构引进国内优秀人才的，符合相关条件，可以办理本市户籍。</p> <p>被地区总部、总部型机构聘用的具有本科（学士）及以上学历（学位）或者特殊才能的入外籍的留学人员，持中国护照并拥有国外永久（长期）居留权且国内无户籍的留学人员和其他专业人才，香港、澳门特别行政区专业人才及台湾地区专业人才可以按照规定，申办《上海市居住证》（B证）。以上人员的配偶和未满18周岁或高中在读的子女，可以办理随员证。</p> <p>地区总部、总部型机构所在区为地区总部引进的人才在子女入学、医疗保障、申请人才公寓等方面提供便利。</p> <p>第十三条（贸易便利） 对符合条件的地区总部、总部型机构，海关以贸易便利化为重点，创新监管制度和监管模式，着力提升通关效率，为其进出口货物提供通关便利。</p> <p>地区总部、总部型机构设立分拨中心，进行物流整合的，海关、外汇等部门对其采取便利化的监管措施。</p> <p>第十四条（区级政府支持） 各区政府可以结合本区实际情况，制定支持地区总部、总部型机构发展的政策措施，营造有利于地区总部、总部型机构发展的营商环境。</p> <p>第十五条（参照适用） 香港、澳门、台湾地区的投资者在本市设立地区总部、总部型机构，参照本规定执行。</p> <p>第十六条（施行日期和有效期） 本规定自 2019 年 9 月 1 日起施行，有效期至 2024 年 8 月 31 日。</p>	<p>地域本部・本部型機構が国内の優秀な人材を誘致した場合、関連条件に適合すれば、当市戸籍の手続を行うことができる。</p> <p>地域本部・本部型機構に雇用された本科（学士）およびそれ以上の学歴（学位）あるいは特殊な才能を有する外国籍の留学生、中国のパスポートを所持し国外永久（長期）居留権を有しかつ国内に戸籍を有しない留学生およびその他専門人材、香港・マカオ特別行政区の専門人材および台湾地区の専門人材は、規定に基づき《上海市居住証》（B証）の発行を申請することができる。以上の人員の配偶者および 18 歳未満あるいは高校在学中の子女は、随員証の手続を行うことができる。</p> <p>地域本部・本部型機構の所在区は、地域本部が誘致した人材の子女入学・医療保障・「誘致人材向け住宅」申請などの方面に便宜を図るものとする。</p> <p>第十三条（貿易利便化） 条件に適合する地域本部・本部型機構に対して、税関は貿易利便化を重点として、監督管理制度および監督管理モデルを刷新し、通関効率の向上に注力し、その輸出入貨物に通関上の便宜を図るものとする。</p> <p>地域本部・本部型機構がディストリビューションセンターを設立し、物流の整理・統合を図る場合、税関・外貨などの部門は、これに対して利便的な監督管理措置を講じるものとする。</p> <p>第十四条（区級政府の支援） 各区政府は、当地区の実際の状況を鑑み、地域本部・本部型機構の発展を支援する政策措置を制定し、地域本部・本部型機構の発展に有利なビジネス環境を構築することができる。</p> <p>第十五条（準用） 香港・マカオ・台湾地区の投資家が当市において地域本部・本部型機構を設立する場合、本規定を参照して執行するものとする。</p> <p>第十六条（施行日および有効期間） 本規定は 2019 年 9 月 1 日より施行し、有効期間は 2024 年 8 月 31 日までとする。</p>
--	---